

# 一般社団法人四国ツーリズム創造機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人四国ツーリズム創造機構と称し、英文では、**Organization for Promotion of Tourism in Shikoku**と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「四国はひとつ」という認識と総合的な観光戦略のもと、四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域の活性化や国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報・宣伝に関する事業
- (2) 誘客に関する事業
- (3) 観光地づくりに関する事業
- (4) 国際観光に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、協賛会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 協賛会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 協賛会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに協賛会員又は賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める負担金又は会費を納めなければならない。

2 会員がその資格を喪失したときは、未納の負担金又は会費は徴収され、既納の負担金、会費その他の拠出金は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において全ての協賛会員の半数以上であって、全ての協賛会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日より1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 引き続き2年以上にわたり負担金又は会費を納入しないとき

(2) 全ての協賛会員が同意したとき

- (3) 死亡し、又は解散したとき
- 2 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他この法人の資産に対して何等の請求をすることができない。

#### 第4章 社員総会

##### (構成)

第11条 社員総会は、全ての協賛会員をもって構成する。

##### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- (8) 社員総会に付議すべき事項として理事会が決議した事項

##### (開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

##### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総協賛会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する協賛会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

##### (議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、協賛会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、全ての協賛会員の議決権の過半数を有する協賛会員が出席し、出席した協賛会員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第49条第2項の決議は、全ての協賛会員の半数以上であって、全ての協賛会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 役員

(種別及び定数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、全ての協賛会員の半数以上であって、全ての協賛会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席することができる。

### (権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任

### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集し、年2回以上開催する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (決議)

- 第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事（代表理事に支障があるときは、出席理事）及び監事がこれに署名押印もしくは記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の規則で定める。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第38条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会における、全ての協賛会員の半数以上であって、全ての協賛会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会における、全ての協賛会員の半数以上であって、全ての協賛会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第10章 附 則

（最初の事業年度）

第43条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成



31年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	宮本 泉
設立時理事	新池 伸司
設立時理事	吉村 大
設立時理事	野浪 健
設立時理事	宮武 禎
設立時理事	松田 清宏
設立時理事	新居 勇子
設立時理事	中野 星子
設立時理事	近藤 晃生
設立時監事	石原 俊輔
設立時監事	黒下 耕司
設立時代表理事	松田 清宏

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	香川県高松市郷東町779番地370
設立時社員	松田 清宏
住 所	香川県坂出市谷町一丁目3番35号
設立時社員	山本 和弘

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人四国ツーリズム創造機構設立のため、設立時社員松田 清宏外1名は、本定款を作成し、これに記名又は押印する。

平成30年12月25日

設立時社員 松田 清宏

設立時社員 山本 和弘

附則

- この定款は、機構設立の日から施行する。
- この定款は、令和元年5月15日に施行する。
- この定款は、令和元年8月20日に施行する。